

「初診時選定療養費」改正のお知らせ

2023年10月1日より

医科・歯科 3,300円(税込)

→ 5,500円(税込)

厚生労働省により制定され、医療機関の機能分担の推進を目的として紹介状なしに受診した場合に初診料と別にご負担いただく定額負担制度です。(費用は医科・歯科別の取扱いとなります)

ただし、緊急その他やむを得ない事情によりご来院された場合については、この限りではありません。